

第 2 2 回  
会津美里町農業委員会定例総会

令和 4 年 9 月 20 日 火曜日 9 時 30 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 206 会議室

会津美里町農業委員会

## 第 2 2 回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和4年9月20日 火曜日 9時30分～11時15分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 206会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真実	
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 佐々木 宏光	推進委員 本名 京子
	推進委員 山内 祐太郎	推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
		推進委員 眞部 剛
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 山田 幸市
		推進委員 佐藤 健一
	農業委員 12名出席／12名	
	推進委員 2名出席／9名	

4. 議事録署名人 5番 野中 充 6番 松本 晋平

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	小林 隆浩
事務局次長	後藤 淳
係長	田邊 実千代
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、全ての委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第22回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

( 松本会長 挨拶 )

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。  
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。  
5番 野中充 委員、6番 松本晋平 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。  
次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 ( 会務の報告 )

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

( 質疑なし )

議 長 なければ会務報告を終わります。  
それでは、議事に入ります。

### 【農地法第3条関係】

議 長 議案第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号8番、譲渡人は、  
、譲受人は、  
。申請農地は、旭三寄字岩淵43番 田で2,788㎡であります。申請事由としては、譲渡が資金を必要とするため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は10a 779,856円となります。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
議案第75号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第75号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

### 【農地法第5条関係】

議 長 次に、議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号10番、譲渡人は、  
、譲受人は、  
。申請農地は、鶴野辺字八幡乙935番8 畑で109㎡であります。移転時期及び価格は、許可日以降で、価格については親子のため無償であります。権利設定の理由ですが一般住宅であります。工事着工及び完成年月日は、許可日以降となり令和5年6月30日です。建築物の名称及び面積は、住宅80.32㎡、雪捨て場28.68㎡です。権利は使用貸借権設定であります。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号 10 番について、山内祐太郎委員より報告願います。

山内委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。  
令和 4 年 9 月 8 日 午前 9 時 30 分から調査を行いました。  
出席者は設定人の 、町農業委員会より、柴崎委員と私、事務局から後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は一般住宅用地です。付近への被害防止策ですが、申請地は、盛土等を行わず北側に擁壁を設置するため土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は隣接宅地の公共下水道柵に接続して排水し、雨水は自然地下浸透させるため影響はありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、北側と西側を水路、南側と東側を設定人の宅地に接しているため農地の分断や蚕食は発生しません。周辺に農地はなく、営農条件への影響もありません。  
以上、ご報告いたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。  
それでは質疑に入ります。議案第 76 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 76 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

## 農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 続きまして、利用権について審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。  
それではまず、受付番号 96、97 番を議題といたしますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 96、97 番は原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、受付番号 98 番を議題といたします。本件については、委員が  
関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、委員は退席  
願います。

— 委員 一時退席 —

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 98 番は原案のとおり決定いたします。

— 委員 着席 —

議 長 委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。



事務局次長 相続登記を行う関係での同席です。

議 長 他に質疑ありませんか

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 78 号は原案のとおり決定いたしました。  
以上で議案の審議を終了いたします。

### 【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法と  
したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 73 号から第 76 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 73 号は 3 件の届出がありました。詳細については、相続案件なので省  
略いたします。

### 【農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について】

報告第 74 号は 1 件の届出がありました。申請人は、  
申請農地は、新屋敷字新田 76 番 畑で 127 m<sup>2</sup>であります。転用しようとする事由  
は農業用倉庫です。工事着工及び完成年月日は受理日以降で令和 4 年 9 月 30 日  
です。建設物の名称及び面積は、農業用倉庫 95.5 m<sup>2</sup>です。



## 【合意解約について】

事務局次長 報告第 75 号は、両者の合意により解約した件について報告いたします。1 件となります。解約の詳細については、11 ページの と利用権設定をするため、息子さんの と合意解約するものです。

## 【現況確認証明書の交付について】

事務局次長 報告第 76 号、申請人は、 、申請地は、旭杉原字下沢ノ目甲 313 番 31 畑で現況は原野 337 m<sup>2</sup>であります。福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領に基づき、農業委員、推進委員 3 名及び本人、事務局で現地を確認しております。その結果、現地は非農地であるとの判断であります。以上であります。

議長 以上で説明が終わりました。  
報告第 76 号については、現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。受付番号 1 番について、村松祐一 委員より報告願います。

村松委員 現況確認証明のための現地調査について報告を申し上げます。  
受付番号 1 番、申請者は、 です。当該地については、土地所有者からの申請に基づき、令和 4 年 9 月 8 日 午前 11 時から調査を行いました。出席者は、土地所有者の と、関係業者として 、調査委員は、元木委員、佐藤和人委員と私、事務局から廣谷主査により現地調査をしております。判断基準は、農地法第 2 条第 1 項及び「農地法の運用について」第 4 の (4) に基づき判断いたしました。申請地は、原野の様相を呈しており、周辺の土地についても、碎石置場などとして利用されている状況であることから、農地として復元しても、継続的な利用が見込まれない土地であることを確認いたしました。また、隣地は原野であるため他の農地への影響はありません。そこで、旭杉原字下沢ノ目甲 313 番 31 については、現況 原野であると判断いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議長 以上で説明が終わりました。  
それでは報告事項について質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。  
以上で報告事項を終了いたします。

※その他の事項として、委員の能率給について説明及び質疑応答を行った。

職務代理者 以上をもちまして、第22回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。  
慎重審議ありがとうございました。

《 11:15 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_  
( 松本 吉弥 )

議事録署名人 \_\_\_\_\_  
( 5番 野中 充 )

議事録署名人 \_\_\_\_\_  
( 6番 松本 晋平 )